

## 賃貸住宅管理業者のシンボルマークが決定



### 賃貸管理業

- ◆ 賃貸住宅管理業者登録制度の登録業者であることを示すシンボルマークです。
- ◆ 商標登録 平成24年4月27日付け登録第5488908号
- ◆ 登録業者において、本制度が広く一般に認知が得られるよう登録されたときから事務所への掲示、広告、封筒等において積極的に使用することが望まれます。

賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資するために、国土交通省の告示による賃貸住宅管理業者登録制度を平成23年12月1日より施行しました。

全国の登録業者数は、平成24年3月末現在で約1,600業者となっており、登録業者数は着実に増加しているところですが、本制度の実効性を高めるためには、登録業者数をさらに増加させる必要があると考えております。

本制度について、賃貸人、管理業者等に向けてより一層の周知、普及させることを目的として、登録業者であることを示すシンボルマークを作成しましたのでお知らせします。

なお、作成したシンボルマークは、平成24年4月27日付けで商標登録されております。

沖縄総合事務局開発建設部建設産業・地方整備課

課長補佐

小嶺（内線）3155

賃貸住宅管理業係長

野原（内線）3174

（電話）098-866-0031

【代表】

## I. シンボルマークのデザイン

○カラー



賃貸管理業

- ・プロセス印刷の場合  
C(シアン) 100%  
M(マゼンタ) 70%  
K(ブラック) 20%
- ・特色印刷の場合  
DIC N-893  
日本の伝統色: 紺青

○モノクロ



賃貸管理業

- ・単色の場合  
スミ100%などのベタ

○白抜き(背景が濃い場所など)



○マークの趣旨

- ・マンション、アパートなどの賃貸住宅をイメージした建物のシルエットを円形で囲み、貸主、借主に安心感、信頼感を与えるデザインとしています。
- ・全体を一筆書きでまとめることで、貸主、借主、管理業者の関係の連続性、永続性を表現しています。
- ・「○(マル)=登録」を表現し、掲示した管理業者が登録業者であることを示しています。

## II. 使用にあたって

①登録業者の使用について

広く一般に認知が得られるよう登録業者となったときから事務所への掲示、広告、封筒、名刺、ネームプレート等において積極的に活用することが望まれます。

なお、登録業者でなくなったときは、速やかに事務所に掲示してあるシンボルマークなどの使用を中止する必要があります。

②登録業者以外の使用について

本制度の広報活動に有用な場合などであって、国土交通省が使用を認める場合に使用可能ですので、国土交通省土地・建設産業局不動産課まで問い合わせてください。

ただし、登録業者以外の管理業者は、登録業者であると賃貸人等に誤解を与えることから、当然シンボルマークを使用することはできません。

③シンボルマークとして使用できない形・色等の例



・変形させない



・違う要素を加えない



・指定の色以外を使用しない

# 賃貸住宅管理業者 登録制度がスタートしました。

賃貸住宅の管理業務の適正化を図るために、国土交通省の告示による  
賃貸住宅管理業の登録制度が平成23年12月より施行されました。  
賃貸住宅管理業務に関して一定のルールを設けることで、  
貸主と借主の利益保護を図ります。



賃貸住宅を  
貸す人と借りる人の  
信頼と安心を  
高めます。



賃貸管理業

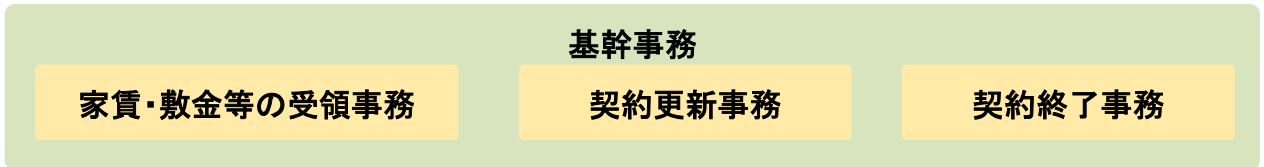
賃貸住宅管理業者が登録業者  
であることを示すシンボルマーク。

# 登録制度の概要

※国土交通省の告示による制度

①賃貸住宅管理業を営もうとされる方は、  
国土交通省の備える登録簿に登録を受けることができます。

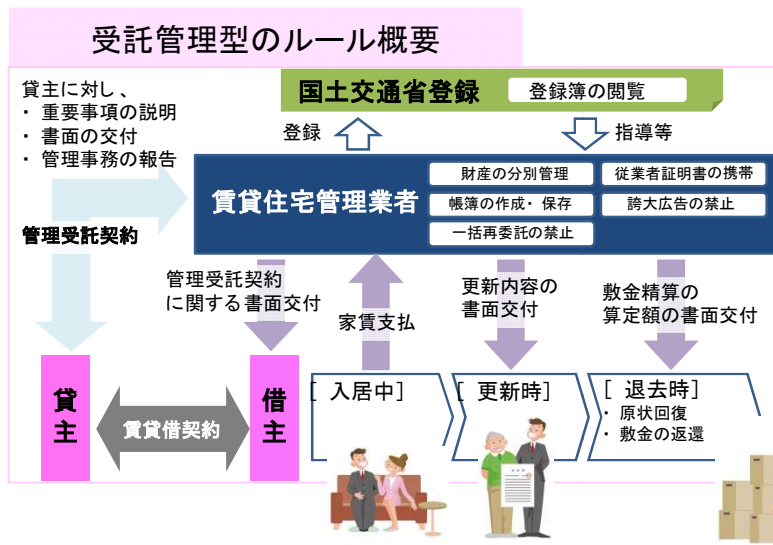
◆賃貸住宅管理業とは、下の基幹事務のうち少なくとも一の事務を含む管理事務を業として行うものです。



◆対象は、下のいずれかの事業です。

- A. 受託管理(貸主から委託を受けて賃貸住宅の管理を行う事業)
- B. サブリース(賃貸住宅を転貸し、貸主として管理を行う事業)

②登録業者は、借主等の利益の保護に資するため、管理事務  
に関して重要事項の説明など一定のルール(業務処理準則)  
を遵守します。



※サブリース型の場合  
受託管理型と同様ですが、貸主、  
転借人に対する賃貸借契約に関  
する重要事項の説明、書面の交  
付が課されるなどがポイント。

③登録業者が登録規程や業務処理準則に違反し、損害を与  
えたときは、業務の適正な運営を確保するため、必要な  
指導、助言、勧告を行うことがあります。

登録業者が管理事務に関して不正な行為をした場合や廃  
業等の届出があった場合等には、登録を抹消します。

## 登録後について

### 登録簿

- ◆国土交通省は、登録業者の情報を記載した登録簿を管理し、一般の閲覧に供します。
- ◆登録の有効期間は5年間です。
- ◆登録簿で、登録業者の名称や事業形態を確認することができます。

### 業務等状況報告書

- ◆登録業者は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に業務の状況及び財産の分別管理等の状況を国土交通省に報告する必要があります。
- ◆借主等は、登録業者の業務状況等を確認することができます。

### 標識

- ◆登録業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げる必要があります。

標 識

賃 貸 住 宅 管 理 業 者 票	
登 録 番 号	国土交通大臣( )第 号
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ( )

140mm  
300mm  
35mm以上

## シンボルマーク

- ◆賃貸住宅管理業者が登録業者であることを示すシンボルマークができました。
- ◆商標登録 平成24年4月27日付け登録第5488908号
- ◆登録業者がシンボルマークを使用する場合  
広く一般に認知が得られるよう登録業者となったときから事務所への掲示、広告、封筒等において積極的に使用してください。  
なお、登録業者以外は、原則、シンボルマークを使用することはできません。



## 登録申請

### 受付時期

- ◆平成23年12月より受付を開始しました。

### 登録手続き

- ◆登録を受けようとする方は、以下の申請書類を国土交通省(地方整備局等)に提出してください。

- ◆申請書類
  1. 登録申請書
  2. 登録規程に規定する欠格事由に該当しない旨の誓約書
  3. 本人確認書類
  4. 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書
  5. 法人の登記事項証明書
  6. 事務所を使用する権原に関する書面
  7. 直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面 等

注) 免許を受けた宅地建物取引業者は、3～6の書類が省略可能。  
登録を受けたマンション管理業者は、4及び5の書類が省略可能。

申請の詳細な情報は、以下のURL(国土交通省のホームページ)をご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/tintai/index.html>



## 登録制度 Q&A

Q. 本制度はどのような効果がありますか。

A. 登録を受けた業者名は公開されるため、その業者が賃貸住宅の管理業務に関し、一定のルールに沿って重要事項の説明や書面交付、受領家賃など財産の分別管理を適切に行っていることなどが一般に明らかになります。登録を受けていることが何か特別な保証を与えるものではありませんが、貸主や借主は、こうした情報を管理業者との契約や物件選択の判断に活用することが可能となります。

Q. 小規模な業者でも登録できますか。

A. 本制度は、必要な事項を記載した申請書等を提出することにより、基本的に、欠格要件に該当しなければ、経営規模や売上高にかかわらず登録を受けることが可能です。

Q. 登録業者が管理業務を行うにあたって、登録以前に行っていた管理業務の方法を変えなければならないのでしょうか。

A. 本制度は、登録業者の管理業務について一定のルールを定めておりますが、例えば、必要な項目が記載されていれば、各業者において現在使用している契約書等の様式を重要事項説明用の書面として活用できるなど、登録業者にとって、過度な負担とならないよう留意しております。

Q. 登録を受けるためには、宅地建物取引業の免許を持っている必要がありますか。

A. 宅地建物取引業の免許がなくても登録を受けることは可能です。なお、宅地建物取引業者やマンション管理業者の方が登録申請する場合は、申請時の添付書類が簡素化されます。

Q. 登録を受けるためには、宅地建物取引主任者等の資格者を置く必要がありますか。

A. 宅地建物取引主任者のような資格者を設置する必要はありませんが、賃貸住宅の管理業務は専門的知識や実務経験を要する業務であるため、宅地建物取引主任者や管理業務主任者、マンション管理士、民間資格である賃貸不動産経営管理士など資格者が業務の中心を担うことは有意義な取組みであると考えております。

Q. 登録に有効期間はありますか。

A. 登録の有効期間は5年です。この有効期間満了後も賃貸住宅管理業の登録の継続をされる場合は、登録の更新を受ける必要があります。

Q. 標識やシンボルマークについては、登録された後、国土交通省から配布されますか。

A. 登録した場合は、申請者に登録番号等を通知しますので、その後、各登録業者において、掲示等するための標識やシンボルマークを作成してください。

Q. 申請書類はどこで入手できますか。

A. 申請書等については、以下のURL(国土交通省のホームページ)よりダウンロードすることで入手が可能です。

[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei\\_const\\_fr3\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_fr3_000016.html)